

研究ノート

セクシュアル・マイノリティの
「困りごと」とそれへの対応
——2 名のインタビュー調査をととして——

草 山 太 郎

Sexual Minorities : What Kinds of Problems
They Face and How They Deal with Them

Taro KUSAYAMA

要 約

本稿の目的は、セクシュアル・マイノリティの人たちが生活の中での困りごとにどのように対応しているのかあるいはできていないのかということを、当事者 2 名の語りをととして明らかにすることである。

ゲイである A さん (39 歳) の語りから、制度が新たにできるあるいは変化することにより「生活設計」の選択肢が増えるという希望があるが、それを問題なく選択することが可能な社会になるのかという不安があることが明らかにされた。

トランス女性である B さん (37 歳) の語りから、日常の「嫌なこと」が積み重なることで「ずっしり来る」が、それに対応をする場合もあればしない場合もあること、そして対応した場合でも裏目にでることがあること、さらに、性的被害を被った場合でも、2 重の暴力を受ける可能性があると感じているために沈黙を強いられていることが明らかにされた。

キーワード：セクシュアル・マイノリティ、困りごと、対応

1. はじめに

2016年5月、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」（通称・LGBT差別解消法案）が民進党・共産党・社民党・生活の党と山本太郎となかまたち（法案提出当時）によって、国会に提出された。また、自民党も、法案提出までには至らなかったが、同年4月に「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案概要」を取りまとめた。

2015年11月に施行された東京都渋谷区を皮切りに、東京都世田谷区（2015年11月）、三重県伊賀市（2016年4月）、兵庫県宝塚市（2016年6月）、沖縄県那覇市（2016年7月）、北海道札幌市（2017年6月）、福岡県福岡市（2018年4月）、大阪府大阪市（2018年8月）、東京都中野区（2018年8月）に導入された制度が、同性パートナーシップ制度である。現在、いくつかの自治体で導入が予定あるいは検討されている（2018年8月現在）。

このように、セクシュアル・マイノリティという存在は注目され、ようやく国政や地方行政の中で主題の一つとしてとりあげられるようになってきている。

しかし、2018年7月、衆議院議員杉田水脈氏が雑誌『新潮45』に寄稿した「『LGBT』支援の度が過ぎる」の中で、LGBTの人たちには「生産性がない」と主張したことに大きな批判が巻き起こったにもかかわらず、杉田氏の所属する政権政党である自民党は、現時点においてもなんら処分を下していない。

この一件をとってみても、セクシュアル・マイノリティの問題が一筋縄では解決しないということがわかる。

このような状況の中、セクシュアル・マイノリティの当事者は現在においてもなお差別や偏見にさらされており、人間関係や社会生活のさまざまな場面で不利益を受け、ストレスを抱えながら生活している者も少なくない。それは、性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）が2015年9月2日に公表した「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する『困難リスト』（第2版）」（以下、「困難リスト」と略記）に挙げられている264項目を見るとよく理解できる。この困難リストは（a）子供・教育（60項目）、（b）就労（66項目）、（c）カップル・養育・死別・相続（20項目）、（d）高齢（5項目）、（e）医療（26項目）、（f）公共サービス（38項目）、（g）民間サービス・メディア（21項目）、（h）刑事手続（14項目）、（i）その他（14項目）で構成されており、セクシュアル・マイノリティの人たちが、生涯にわたるさまざまな場面で困難に遭遇していることがわかる。

では、上述した状況の中で、セクシュアル・マイノリティの人たちは、さまざまな困難にどのように対応しているあるいはできていないのだろうか。

本稿は、この点についてセクシュアル・マイノリティ当事者2名へのインタビューをとおして明らかにすることを目的とする。

2. 調査の概要

筆者は2018年度から、科学研究費助成事業「性的少数者にみる民事司法アクセスの現状と課題」（研究代表者：上石圭一：平成28年度（2016年度）基盤研究（C））（以降、「当該科研」と略記）の分担研究者となった。その際、筆者は研究代表者から、「性的マイノリティの人々か、性的少数者であることに関連して生じた紛争の処理（あきらめ、も含む）をどのように図っているか」を明らかにするという当該科研の目的に関連して、「セクシュアル・マイノリティの人たちが生活の中の困りごととどのように対応しているのかを質的調査により明らかにする」というテーマを与えられた。

そこで、筆者の知人でセクシュアル・マイノリティの当事者であるAさんに、今回の研究テーマおよび目的について説明した上で調査への協力を依頼し、快諾を得た。その後、Aさんから紹介を受けたセクシュアル・マイノリティの方々にメールで依頼文書⁽¹⁾と当該科研の研究計画調書を送り、インタビューの依頼を行った。

2019年9月から12月にかけて8名のインタビューを実施した。

インタビューは半構造化方式で実施した⁽²⁾。

本稿では、その中から2名のインタビューデータを取り上げる。インタビューを実施した日時は以下のとおりである。

・Aさん：2018年9月16日（日）11時から13時

・Bさん：2018年10月3日（水）17時から19時

3. インタビューから

今回、取り上げるのはゲイであるAさんとMTFのトランスジェンダー⁽³⁾であるBさんである。

年齢はインタビュー時のものである。

また、インタビューデータ中の「（ ）」は著者の補足である。

3.1 Aさん（1979年生まれ：39歳）の場合

Aさんは、自分の性的指向が同性に向かっていると認識した頃のことについて、次のように語っている。

・隠さなければならないこと

A：もう小学生ぐらいのころから惹かれる対象（が同性である）というのは感情としてはあったんですけど、ちゃんとこれがゲイなのかって認識していたのはたぶん中学生ぐらいですね。とにかく男の子にしか恋をしないという感じだったんで。教育の中では同性愛者がいるということは、ほとんど教育されていたことはなかったんで。ホモとかオカマとか、そういう言葉で覚えたっていう感じで。自分はみんなが言うホモとかオカマなんやなみたいな、何かそういう認識の仕方をしましたね、最初は。これはもう隠さなければならないことだなと思いましたね。知識もなかったもんですから、人と恋愛はまともにはできないだろうとか、ネガティブなことしかその当時はなかったですね、はい。仕方がないというか。

このように感じたのは、Aさんが中学生であった1990年代中頃である。

その後、18歳から19歳の頃のことを次のように語っている。

A：もう少ししてから、18歳、19歳、大学生になってくると、みんなセックスをしたりするじゃないですか、周りの人たちがね。ただのエロ話が今度はもっと具体的な話になっていくので、そういう話を聞いてると、自分ももしかしたら、考え方の違いとか自分の考えの転換によってヘテロセクシュアルになれるのかもしれないと思いながら、シミュレーションというか。自分が女性と付き合えるかどうか、セックスもできるかということを考えて、何とかゲイじゃない方に自分を持っていこうとしたんですけど、やっぱりそれは無理で。欲情の対象はやっぱり同性やし、恋愛をしたいと思う対象も男性なので。もう仕方がないと思って覚悟を決めたのがだいたい18歳、19歳ぐらいのころです。

Aさんが最初にかミングアウトをしたのは女性の友達だという。

・「腹割って話をする」選択肢のひとつとしてのカミングアウト

A：最初にかミングアウトをしたのは女性で、バイト仲間だったんです。告白をされたんです、その友達に。好きだということを言ってもらえたんですけど、自分としてはせっかくそうやって向こうも勇気を振り絞って告白をしてくれたわけですから、僕もやっぱりここはちゃんと答えないといけないと思って、自分はゲイであるということを伝えたのが一番初めのカミングアウトですね、はい。そうしたら向こうは、分かったといってくれて。でも、（その女性は私に）女性を好きになるという望みはないのか、みたいな感じで言ってくれはったんですよ。それに関してはもうないです、ときっぱり断った。それがきっかけでした。その

ときに、親に言う言わへんとかは別としても、やっぱりそうやって誠意を見せてくれた相手に対して隠しているということが自分としては本意ではないというか、できればそうやって腹割ってくれた人には自分も腹割って話をしていくという意味で、カミングアウトというのが1つの選択肢として必要なやなということを、ちょっとその時に初めて思っで。で、この人だなと思う人にはカミングアウトをしていっていいんちゃうかなって。

I：なるほど。それはいくつの時ですか。

A：たしか20歳ぐらいだったと思いますね。

その後、Aさんはどのような場合にカミングアウトをしたあるいはしなかったのであろうか。

・切れても大丈夫な関係、本音、必要性

A：両親には（カミングアウトは）してないですね。（中略）職場には言っていないですし。友達っていう、それはたぶん自己防衛というか逃げられる場所、逃げられる人にしか言わないというか。関係が切れても大丈夫とかそういう人にしか言っていないですね。それは面倒くさいというのと、自分としても本音を見せる相手と見せない相手に分けているんで。別に言う必要もないかなという人には、言っていないっていう感じですけどね。

親との関係については、次のようにも語っている。

A：（親には）別にばれるんやったらばれてもいいし、別に。よく友達とも話をしてるんですけど、友達の中には親に言っていないことを欺いているような気になるとか、本音を言えてへんというような人もいますけど、僕はむしろそこは割り切ってて、別に何とも思っていないです。秘密なんてね、お互いにあるって当然です。言いたかったら言いますというぐらいで、別にそれを何かネガティブにはまったくとらえてないですね。

では、Aさんは、日常でのセクシュアル・マイノリティであることに関する「困りごと」に対して、どのように対応してきたのであろうか。

・自分で飛び込んでいくタイプ

A：そうですね。当時はね、そりゃあ情報がないし、インターネットもそんなに普及している状況ではなかったですし、相談できる機関にもつながらなかったですね。当時はそういう意味で、仲間というか相談できる相手もいなかったんで。まあ、困ってはいたと思います

けど、でもどちらかというと自分で飛び込んでいくタイプなんで。

当時というのは、Aさんが20歳、2000年頃である。

A：ただ、その飛び込むための助走をつける上で、何かバックアップをしてもらえるようなものには出会えなかったんで、それこそ本当にもう、えいやあ！と飛び込まないといけなかった、というところはありますよね。

Aさんが最初に飛び込んだ場所はどこだったのだろうか。

・ゲイバーへ

A：最初に所属したゲイ・コミュニティというのは、ゲイバーで働くことやったんです。行ったこともなかったんですが。今までバイトで居酒屋とかでは働いていたことがあったんですけど、同じ飛び込んでみるんやったらもうど真ん中へいってまえと思って、いきなりゲイバーで働くことにしてみたんです。メールを出して、経験ないんですけどいいですかみたいな感じで。

ゲイバーへ飛び込む際、誰かに相談できればいいと思わなかったのだろうか。

A：そうですね。思いました。やっぱり、悶々としている時期でしたしね。性的なことなどいろんなことに興味がありますし。だからといって、そういうことを共有できる人もいないし。ネットで得られる情報っていうのもありましたけど、でも、そんなに何かこうリアルにつながると思ったら、どうしても恋愛とかセックスの対象での掲示板とかでしかなかったですし。いきなり会うのも怖いしとか、どんな人も分からへんしとか、そういうのもあって。それやったらもう、自分から人が集まるところに飛び込んでしまおうと思って。でも、そんな人は珍しいと思います。ほんとに、みんなもっともっと時間もかかると思いますし。いろんな葛藤の中で関係を築いていっていると思うんですけど、僕はどちらかというところ「いってしまえ！」みたいな感じなので。

(中略)

やっぱり自分は珍しがられましたよ。右も左も分からんしその専門用語も分からんのにいきなり入って、初々しいわけですね。珍しいわってなるんですけど、やっぱりサービス業なんで。お酒は居酒屋で働いていたので全然作れるんですけど、ゲイバーって話をしてなんぼの世界だし、お客さんを楽しませないといけないところで。独特のノリなんて持ってない

ですし、緊張するわけですよ。まあ、最初はかわいいとか初々しいなあで持っていましたけど、いつまでもそんなんでは売れないわけじゃないですか。厳しい世界を知って、あ、そっか、やっぱり普通の居酒屋の感覚でいってもあかんねんな、と思って。自分には向いてないなと思ってやめました。

結局、2ヶ月ほどで辞めることになったという。では、ゲイバーで働いていた時や辞める時には、誰かにあるいはどこかに相談はしたのだろうか。

・自分で解決しなあかん

I：当時、そのゲイバーのアルバイトを続けていたときに、誰かに相談できたらいいなという時はありました。

A：そうですね。

I：そんなに（相談したいとは思わなかったんですね）。基本的に、そういうこと（相談）はあんまり（しないから）。⁽⁴⁾

A：まあ、ほんとにそうなんです。よ。（中略）どちらかという、もう自分で解決しなあかんっていうふうに思っているの。例えば相談機関があったとしても、相談したかどうかというのはちょっと分かんないですけどね。ただ、やっぱりあるに越したことはないと思うんですよ。そういう状況ではありましたね。相談機関とか支援団体はあるにはあるんですけど、アクセスが分かんなかったですね。何かこう堅苦しいというか、気軽に何かこうオープンにいつでも来てねみたいない感じではないですし、活動団体がやっぱり多いわけですから。

I：なるほど。

A：今ほど電話相談とか充実しているわけでもないですし。行政機関もね、今ほど充実してないですもんね。

I：当時と比べるとどうなんですかね。Aさんから見て約20年ぐらい前と比べると、困った時に相談できる場所は増えた。

A：増えているとは思いますがね。ただ、そこにアクセスしやすいのかどうかとか、わざわざみんながそこにアクセスするののかというのはちょっと。僕はもう今は離れてしまっているの分かんないですけど。でも、数としては増えていると思います。それはいいことだと思いますね、はい。

相談先には2つある。ひとつは、友人等のインフォーマルな相談先であり、もうひとつは、NPOや行政等が主催しているフォーマルな相談先である。

Aさんは、ゲイバーで働く前は相談したいとは思ったが、興味あることを共有できる人がい

なかったのではない。これは、相談に適したインフォーマルな相談先がなかったということである。その後のAさんは、フォーマル、インフォーマルを問わず相談をしようとは思わなかった、という。

これまで「自分で解決する」というスタンスでさまざまなことを行ってきたAさんであるが、「解決されてない困りごと」はないか、という質問に対して次のように語っている。

・希望の中の不安

A：そうですね。今のところはないけど。例えば、いや、困りごとではなくて希望というか。やっぱり自分もね、同性パートナーシップができたりとか、もしかしたら将来同性婚とかできるかもしれないし、里親制度が変わって子供も持てるかもしれないとか、そういう自分の今までの将来設計になかったものができるかもしれないって選択肢が増えつつあるわけですね。そのときに、それをほんとに選択できるのかとか。例えば、子供を持ったときに子供がいじめられたりとか被害を被るような社会になっていないかどうかとか。あとは、僕はパートナーができて一緒に暮らすとかそういうふうになったら、それこそ初めてたぶん親に言うと思うんですけど、そのときに親がどういう反応を示すか、みたいなこととか。そういう自分の取った選択肢が親を含め社会に、どう受け入れられるのかということへの不安というのはあるんですけど。でも、法的なこととかそういうのを含めての社会だ思うんですね。だから、社会がどこまで成熟してくれるのかとか、そっちの方に意識がありますかね。個別的な困りごとというよりも、社会がちゃんと変わってくれるのかどうかというところが（気になるし、変わってくれないと）困ります。（中略）だから、法的という意味では同性婚が法律的に制度としてちゃんと整うのかどうかとか。今はこんな状況でね、古きよき家族像みたいなものが推奨されようとしているというかね。何かすごい気持ちが悪い状況なんですよ。LGBT 施策はやらないといけないうっておきながらも何か家父長制みたいなもの、それを称賛するような議員たちがいっぱいいるわけじゃないですか。

I：そうですね。

A：だから、ほんとに何かでたらめやなとは半分ちょっと思っているんです。でも、LGBTの施策とか同性婚パートナーシップを進めたいって思っている議員たちももちろんたくさんいるので、そういう人たちと一緒にそういう社会をつくっていきいたいという思いはあって、自分も活動をしているんです。そういう意味での困りごとですね。それは、もうずっと継続していますね。確かに個人的な困りごととはちょっと違うかもしれませんがね。

Aさんは、法律が新たに制定されあるいは変わるにより「将来設計」の選択肢が広がることを「希望」としつつも、社会がその選択肢を受容できるように「成熟」していくのが不安

であると語っている。

3.2 Bさん（1981年生まれ：37歳）の場合

MTFのトランス女性であるBさんは、自らの性自認について次のように語っている。

・不思議な自分

B：男の子が好きだなとかいうのは、中学生の1年生ぐらいかな。はっきりとじゃないですけど、（中略）自分の性別が、どうなのかなというのをたくさん考えるようになったのは、20代ぐらい、20代超えてからぐらいですかね。

中学1年から自分の性別を考えるようになったという20代のころまでは自分のセクシュアリティに違和感などを覚えていなかったのだろうか。

B：ちょっとよく分かんないんですけど、今になって考えたら、言語化できないけどいろいろ考えていたと思うんです。でも、その当時、小中高のころとかって私が知ってたのははるな愛さんとかね。ニューハーフさんとか、テレビで有名な典型的な性同一性障害であったりとか、心と体の性別が別々にあってそれが入れ替わってる人で、体も女性に手術もしたい人が私の中でのイメージしてるトランスジェンダーとか性同一性障害の方のイメージで。自分はそのまではっきりした希望はなかったの、じゃあ、このあいまいな感じで、女の子の格好はしたいけど、どっちかっていうとボーイッシュな女の子の格好がしたいとか。あとは性別適合手術まで受けたくないとか。じゃあ、これって病気でもないし何なんだろうっていうのがすごく不思議で。まあ、こんな人もいるよねっていうのが分かりだしたのがちょうど20代前半以降ぐらいからで、それまでは何なんやろうっていう、そこが不思議だったんですね。

Bさんは、「男の子が好き」だということを意識した中学1年頃から、なにか困ったことはなかったのだろうか。

・広い意味では法律の問題に苦しめられていた

I：小、中、高、二十ぐらいまでは困ったということはない。

B：そうですね。うん。法律を考えたこととかは特になかった。法律で困ったとかいうことを意識したことはなかった⁽⁵⁾。ただ、広く言ったら、もし同性婚とか、手術を受けなくても

っと簡単に性別が変えられる選択肢が法律にあって、それを学校で習ったりしていたら変わっていたかも、苦しまなくてもよかったところもあると思うので、広い意味では法律の問題に苦しめられていたと思うんですけど。ただ、自分が生きてく目の前の問題として法律が壁になっているとか、そういうふうに思ったことはないですね。

Bさんは性別変更についてどう考えているのであろうか。

・「性別変更」はしたいが「性別適合手術」はしたくない

B：性別を変えたいとは思っているんですけど、変えようと思うとしたくない性別適合手術をしなくてはいけないという特例法の要件があったりとか。(中略)そういうのが、壁になってできないという感じですね。

ここでは「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害者特例法：以降、特例法と記述)がBさんの性別変更を阻んでいることが語られている。周知のとおり、特例法では、20歳以上であること、現に婚姻していないこと、現に未成年の子がいないこと、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態であること、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること、という5つの要件を満たすことで法的に性別を変更できるとされている。

このように考えているBさんは、自身の身体について違和感を覚えているのであろうか。

B：ホルモン療法は10年以上していますね。23歳ぐらいからしてしまして。ただ、外性器を取りたいとは思わないので。生殖能力はホルモンを打った時点で、別に子供つくことは考えていなかったし、今も考えていないので、生殖能力を失うことに関して、別に自分は問題意識を感じてないんですけども。外性器を取りたいとまでは思わないぐらいですね。

戸籍上の性別変更については、次のように明確な意思を持っている。

I：特例法関係の壁がなければ戸籍上の性別も変更したい？

B：そう。もうすぐに、すぐに変えたいですね。

特例法の壁により戸籍上の性別を変更できないことは、Bさんの生活のさまざまなところに影響を及ぼしている。

Bさんは自分の性自認に気がついた時、それについて誰かに相談しようと思ったことはないの

だろうか。

・相談に向かわせなかったセクシュアル・マイノリティをバカにする空気感

B：いや、ないですね。したいと思ったことはあっても、たぶんできないっていう思いが強かったんで、ほとんど現実的に考えなかったかもしれないですね。中学生のときとか高校生のときとかも男の子に対する興味とか女装に対する興味とかあっても、そんなの相談できるわけがないというか、それをバカにするような空気感、バカにするだろうなという感覚はあって、もう（バカに）されるだろうなという感覚があったので。たぶん、相談したいとまで思わなかったかもしれないですね。

I：なるほどね。

B：本当はしたかったと思うんですけど。

Bさんは20歳頃から繁華街のラウンジなどでボーイとして働き、その後、23歳の時からニューハーフヘルス^⑥で働き始めたという。その環境の変化について、次のように語っている。

・ニューハーフヘルスにおける「ピアグループ」体験

B：こういうの（自分は男の人が好きだとか女装したいと思っている）を隠さんと、ぼろっと出しちゃってもこの人ならいいのかなっていう人が増えてきたって感覚が23歳の前、ニューハーフヘルスで働く前ですね。それがニューハーフヘルスで働いたら、逆に今度は、女の子が好きだとかいうのが何か変じゃないっていうような空気感なんで。何でも、本当にもう何でもかんでもしゃべれたって感じはありますけど。

Bさんは、20歳からのラウンジでのボーイの仕事で自分のセクシュアリティを「ぼろっと出しちゃって」いいと思える人が増えてきたという。さらに、ニューハーフヘルスでは「何でもかんでもしゃべれた」という。つまり、ニューハーフヘルスはピアグループと類似の機能を果たしていたといえるだろう。

「今まで、もうほんとうにどうしようかと困ったけど、どこにも相談できなくて、寝られなかったこと」という質問に対して、Bさんは次のように語った。

・沈黙を強いられる性暴力被害

B：（前略）セックスワークに関するトラブルというか悩みというのは、お客さんに何かひ

どいことっていうか暴力的なことされたりとかしても、警察には相談できないなと思っていて。それは、セックスワーク自体が犯罪のように思われていたりするので。そういうことをしていると、何か問題があっても自業自得だって思われるんだらうなっていう思いがあったので。とくに、お店に守ってもらえないような個人ですの場合は、結構、ビビりまくってやってますね、今でも。何かあっても相談できないなと思うし。実際にちょっと嫌な目に遭っても、それはもう自分の中でとどめるか、同業の友達に愚痴るかぐらいですね。

ここではセックスワークに関する被害を相談できずに沈黙を強いられる B さんの状況が語られている。

さて、この部分の最後に「同業の友達に愚痴る」という語りがある。相談とは、「相談」として構えてするものだけではなく、「愚痴」や「不満」を他者に伝えることもその一つであるといえることができるのではないだろうか。この点に注目するのは、A さんのところでみたインフォーマルな相談先とフォーマルなそれとの関係ということにも関わってくると考えるからである。

インフォーマルな相談は、友人など相談相手との相互行為の中に埋め込まれたものである。それらは意識的に相談としてなされることとそうではない場合がある。たとえば、明確に「相談」というかたちは取らないが、ある事柄についての愚痴や不満というかたちで友人などに話をした時、その応答により愚痴や不満の元になったことがらが解決するあるいはましになった、もしくは、話した本人の気が楽になったという経験は日常的にあるように思われる。また、回答はなくとも「愚痴」「不満」を他者に伝えたことで「楽になった」経験がある人は多いのではないだろうか。そのような行為も、明確に意図をもった相談というかたちではないが、「相談」と捉えることができるだろう。このように考えると、わたしたちの日常の困りごとのかなりの部分は、このインフォーマルな関係において解決もしくは低減されているのではないだろうか。

もちろん、インフォーマルな相談では解決できないことがらもある。たとえば、行政が提供するサービスに関しては、インフォーマルな場で相談したとしても、それを享受する際にはフォーマルな相談先に出向く必要がある。

このように、まずはその個人の周囲にあるインフォーマルな相談先が相談を受け、そこでは解決できないあるいはカバーしていない部分を相談機関等のフォーマルな場が担当するという形になっている。

B さんの語りは、次のように続く。

B：あと、セックスワークとは違うところかというと、私の場合は出会いを探したいと。でも、女装でっていうのを分かっている相手と出会える場所ってのは結構限られていると思っていて。そうになると、出会うための場所、ハッテン場とかに行くじゃないですか。そこで

は望まない形で痴漢されたりとかいうこともあって。そういうときに、お触りとかがあるような場所にわざわざ自分から行ってるんだからとか、あなたは女装なんだからということで、相談してもまともに聞いてもらえないとか、何か変なやつだと思われるだろうな、ということがあるんです。

そういうのを先読みしてしまうと、もう絶対にこんな相談できないと思ってしまう。本当に親身に、性暴力を暴力として受け取って相談対応してくれる、そんなやつはいないだろうと思ってしまうので。だから相談できないだろうなと思いますね、そういうのは。

I：Bさんがハッテン場とかで性暴力を受けたときの相談先、相談の相手は。

B：同じような女装コミュニティの仲間であつたりとか、ゲイコミュニティの仲間であつたりとか。その人たちに、相談というよりは愚痴ですね。別にその人に言ったからって何かあるわけではないのは分かっているんですけど、とにかく言語化して誰かに伝えるんだということが自分の中で大事事と思っていて。それもしないともうふさぎ込んでどんどんしんどくなるので、それを出してるぐらいですかね。

I：でも、そういうことを愚痴として言えるようなコミュニティはあるってことですかね。

B：あります。はい。それは。

I：なるほど。でも、相談できないっていうのは、それを解決するために相談機関の窓口だとか弁護士に相談しても仕方ないな、っていうこと。

B：そうですね。だから、もしこの世の中が変わっていけば、って抽象的ですけど、今って性暴力の問題もシェルターって男性すら入れないところがほとんどで、何か女性のための女性によるシェルターとかそんな感じとか。性暴力被害といえば女性で、でも男の人のこともあるよね、と言われてきているようなぐらいの感じが今の現実だと思うので。そこで、女装とか出てくると余計ややこしくなり、うまく理解されないと思ってしまうので。そういう制度とかシェルター、女性、女装も入れるシェルターがありますとか、法律もそういう形で変わっていけばいいな、言いやすくなるかもしれないなと。

・2 重の暴力

次のようにも、Bさんは語っている。

B：望まない形で痴漢されたけど相談できないのは、今でもしょっちゅうありますね。それはもう。あとは、しょっちゅうではないですけど、トランスということで体が大きいとか筋肉質だとかいうところをからかわれることも、結構ありますね。それが今は差別禁止法とか必要だとかもいわれるようになってきていますが、そういう身体的な特徴を言うっていうことに対しても法律がもしあれば、これが自分は嫌だということを声を出していけるかなと

思うんですけど、ない状態ではしょうがないかというのはありますね。泣き寝入りは結構している状況ですかね。

B：痴漢は本当に相談したいことはしょっちゅうあります。まあ、できないというところですかね。お触りいいですか（と聞かれて）、（私が）いいですよと言っているのは性暴力ではないんですけど。私の了承の下なので。そうじゃない、女装とかニューハーフとか分かったらもう触ってもいいだろうとか、そういう人がいるんで。そういう人に遭ったときには、本当に引張って行って、こいつはおかしいと言いたいんだけど、そういうのが言えないというのはありますね。

I：なるほど。警察にすぐ行っても、やっぱだめか。

B：それで本当に警察が問題視してくれたらいいけど、それでそういう場所がなくなったりとかなると嫌だというのもあるので、それで言いにくいところもあるかもしれないですけどね。本当にそういう暴力的な人っていうのはたまにいるぐらいなんで、うん。

I：もしそこで、これはもう仮定でしかないけども、本当に暴力振るわれたら警察へ。

B：いや、それは。殴る蹴るですよ。それでも分からないですね。相談しに行ってる時にどう取り扱われるかが分からないので、ちょっと考えるかもしれないですね。服を脱いで確認させてくださいとか、男性として扱われる可能性があるわけですよ。そのときに、パンツ一丁で男性の警察官に見られたりとか。いろんなこと考えると難しいですね。何かそこが女性だったらそういうことはしないだろうしとか。法律上男だろう、とか。そういう感じで扱われるんだろうなというのは想像できるので。

I：なるほど。そういうことがあるので、性別変更をできるんだったらやりたいわけですよね。

B：うん、そうですね。

Bさんは、痴漢という具体的な被害に遭遇しており、本来であれば現行の法律に則って適切な処分がなされるはずのところそうはならず、それどころか2重の暴力を受けかねない可能性があるため、被害を訴えることができていないという。この件は、当該科研が取り組むべき具体的なテーマの一つであると考えられる。

・相談したことが裏目に出た事例

I：泣き寝入りしていることって、数えきれないほどありますか。

B：あります、あります。それはもういろんなレベルで、ですけど。例えば、定期券には性別が印字されていたりするじゃないですか。それも1つ嫌なことだし。1個1個はたいした

ことない感じだけど、何となく嫌なことが積み重なっていったら、やっぱりずっしり来る感じもあるし、という感じですかね。(中略)例えば、国民健康保険の保険証の性別を表に印字しないっていうことができるって聞いたことがあって、それを言いに行ったことがあるんですけど、そうしたら、できてきた訂正後のやつは(性別の記載箇所に)米印が書いていて、「戸籍上の性別は裏に記載」って書いてあるんですよ。そんなのおかしいと思いません。何かもうバレバレじゃないですか。その戸籍上の性別と自分が違いますというのがすごいバレバレなんで。裏側を見たらマジックペンで、戸籍上の性別は男って書いてあるんですよ。「何これ?」と思って。逆に、男ってさらっと書いてる方がみんな気に留めへんじゃんかとか思って。

I：そうですね。目立ちますよね。

B：これは相談して失敗したな、という例なんですけど。

国民健康保険証では、身体の性別によって雇いやすいあるいは特有の病気があること等から、厚生労働省は戸籍上の性別の記載以外は認めない方針をとっている。しかし、2013(平成24)年9月21日付厚労省の事務連絡「国民健康保険被保険者証の性別記載について(回答)」において、次のような回答があったため、Bさんのような対応が可能になっている。

被保険者から被保険者証の表面に戸籍上の性別を記載してほしくない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む被保険者証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって、被保険者証における性別の表記方法を工夫しても差し支えありません。例えば、被保険者証の表面の性別欄は「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられます⁽⁶⁾

このBさんの体験は、一見配慮がなされているように見えるが、本人が望むものとは逆の効果をもたらした事例である。

このような日常的に目に触れる困りごとはたくさんあるという。では、先に出ていた定期券の性別記載については、どうしたのだろうか。

I：定期の性別記載というのはどこかに相談したんですか。

B：いや、してないです。しづらいですね。言ったら何とかなるかもしれないけど、別に何も言わなかったら、勝手に顔見て女の人だなと思ったら女って判断するかもしれないけど。職場の証明として(定期券を)出すときに、また戸籍上の性別とそこ(定期券の性別記載)が違うからどうなっているんだと言われるじゃないですか。これは社会の仕組みがこうなん

だから仕方ないと思って。(略) どこに何を掛け合ったらいいのかすごい複雑、ややこしいなと思っていて。いちいち時間をかけているんなところをお願いする労力をかけるんだったらもう黙っておいた方がいいや、と思って。それでそのまま放っておくんですけど。でもやっておけばよかったかなとかというのがあるかなと。

Bさんは、かけるコストと得られる便益を考えて定期券の性別記載をそのままにしている。ただ、それで納得しているわけではない。それは、一見些細なことのように見えることがらが積み上げられることで重荷になってくるからである。

4. おわりに

本稿では、セクシュアル・マイノリティの当事者2名へのインタビューをとおして、セクシュアル・マイノリティに関連する「困りごと」にはどのようなことがあり、そして、それにどのように対応しているのかあるいはできていないのか、ということについて見てきた。

Aさんの語りから、法律が新たにできるあるいは変化することにより「将来設計」の選択肢が増えることを「希望」としつつも、それを問題なく選択することが可能な「成熟」した社会になるのかという「不安」があることが明らかになった。

Bさんの語りから、日常の「嫌なこと」が積み重なることで「ずっしり来る」が、それに対して可能な対応をする場合もあればしない場合もあること、そして対応した場合でも裏目にでることがあること、さらに、実際に性的被害を被っているが、2重の暴力を受ける可能性があるために沈黙を強いられていることが明らかになった。この件は、当該科研で取り組む必要のあるテーマの一つであると考えられる。

今後、この2名の語りに加え、すでにインタビューを終えている6名のインタビューデータの分析を進めるとともに、そこから見出されたテーマを検討するために必要な追加の調査を実施し、本研究の目的であるセクシュアル・マイノリティの「困りごと」とそれへの対応について考察することで、本稿2. で示した当該科研の研究目的を明らかにしていきたい。

謝辞

多忙な中、インタビューに応じてくださったAさん、Bさんに感謝いたします。Bさんには、「ニューハーフヘルス」の説明についてご教示いただきました。ありがとうございました。

付記

本稿は研究課題「性的少数者にみる民事司法アクセスの現状と課題」(代表者: 上石圭一、JSPS 科研費、JP16K03454)の成果の一部である。なお、本研究は日本社会学会倫理綱領に則り、調査活動を行っている。

註

- (1) メールで送付したインタビューの依頼文書の文面は以下のとおりである。

「私は、追手門学院大学地域創造学部で教員をしております草山太郎と申します。

じつは、今年度から「性的少数者にみる民事司法アクセスの現状と課題」（科研費基盤研究（C）：研究代表者 上石圭一）の分担研究者として活動しております。

この研究は、セクシュアル・マイノリティの方々が生活の中で、セクシュアル・マイノリティであることに起因する「困りごと」に対してどのように対応しているのかあるいはしていない（できていない）のかなどについて、当事者や支援者の方へのインタビューをとおして明らかにし、今後の支援の課題について明らかにすることを目的にしたものです（本研究の研究計画調書を添付させていただきます。もし、記述内容および表現等に問題等ございましたらご指摘ください。なにとぞよろしくお願いいたします）。

つきましては、〇〇さんには、当事者としてさまざまな「困りごと」に直面した時にどのように対応されてきたのか、あるいはできなかったのか、ということなどについてお聞かせいただければと思っています。」

この依頼文で筆者は「セクシュアル・マイノリティであることに起因する「困りごと」と記している。この「起因する「困りごと」というのは言葉の使い方としてまちがっており、筆者の聞きたいこともそういうことではなかった。「困りごと」の「起因」となっているのはセクシュアル・マイノリティであることではなく、セクシュアル・マイノリティに対する差別や偏見である。この依頼文がインタビューの回答にどのような影響を与えているかであるが、本稿で取り上げた A さん、B さんについては、「困りごと」の「起因」となっているのはセクシュアル・マイノリティに対する差別や偏見である、と読み替えてインタビューに答えてくれている。なお、あとでみる質問時のインタビュー項目では、「セクシュアル・マイノリティであることに関連して「困ったこと」と記している。また、実際のインタビューにおいては、「関して」「関連して」「起因して」という表現が混在して使われている。同様の依頼文で行ったインタビューデータの分析においては、その影響について留意しながら行いたい。また、今後、インタビューを依頼する際には文面を修正して行う。

- (2) トランスジェンダー：「出生時に割り当てられた性別とは性自認や性表現、性役割が異なる人が用いる自称、あるいはこれらの人々を包括的に示すために用いられる総称。なお、トランス女性は女性として、トランス男性は男性として生活しているトランスジェンダーを指す。」（SWASH 編、2018『セックスワーク・スタディーズ』日本評論社、p 236）現在、国内では「性同一性障害」という用語が性別越境概念として広く知られているが、これは精神障害分野における疾患概念であり、「当事者たちは自らのアイデンティティを「病い」に同一化することを避けるために、「トランスジェンダー」という語を用いた性自認を行うことがある。」なお、与えられた性別は女性だが男性としての性自認を有していることを FTM（Female to Male）、与えられた性別は男性だが女性としての性自認を有していることを MTF（Male to Female）と表す。（石井由香里、2018『トランスジェンダーと現代社会』、明石書店、20 頁）
- (3) この筆者の「そんなに…」という発話は、直前の A さんの「そうですね」という発話に「相談をしたいとは思わなかった」というニュアンスを感じたためである。
- (4) この B さんの語りが「法律」を意識したものになっているのは、事前にメールでは、今回は日常の「困りごと」に関するインタビューであることを確認したが、インタビュー当日にそのことを再度確認しなかったため、当該科研のタイトル「性的少数者にみる民事司法アクセスの現状と課題」に沿って法律に関することを答えてくれようとしたためであると思われる。
- (5) ニューハーフヘルス：「非ホンバン産業」に分類される、「元男」であることを売りにして稼げるトランスジェンダーに特化した性風俗店（SWASH 編『セックスワーク・スタディーズ』、246 頁）。
- (6) この件に関連して、LGBT 支援法律家ネットワーク出版プロジェクト編著『セクシュアル・マイノリ

ティ Q&A』(弘文堂)の「Chapter 6 トラブル編 8 性被害に遭ったら 性被害に関する法的対応」(120 頁)には、「トランスジェンダーの当事者が被害に遭った場合、警察での対応が不十分なために被害者が警察の対応に振り回されてしまうこともしばしばあります」との記述がある。

文献

- 石井由香里、2018『トランスジェンダーと現代社会』、明石書店
- LGBT 法連合会、2016『「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう？ 地方自治体から始まる先進的取り組み』、かもがわ出版
- LGBT 支援法律家ネットワーク出版プロジェクト編著、2016『セクシュアル・マイノリティ Q&A』、弘文堂
- 森山至貴、2017『LGBT を読みとく ーキア・スタディーズ入門』、筑摩書房
- 二宮周平編、2017『性のあり方の多様性一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』、日本評論社
- 大塚隆史、城戸健太郎編、2017『LBGT の広場』、日本評論社
- 東京弁護士会 性の平等に関する委員会 セクシュアル・マイノリティプロジェクトチーム、2016『セクシュアル・マイノリティの法律相談 LGBT を含む多様な性的指向・性自認の法的問題』、ぎょうせい
- SWASH 編、2018、『セックスワーク・スタディーズ』、日本評論社
- 大畑泰次郎「LGBT の人権保障の基本法をめぐる歴史と現在」、2017『法学セミナー』第 62 巻 10 号、43-45
- 国民健康保険被保険者証の性別表記について（回答）
(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryo_hoken/kisai/documents/0207.pdf: 2019 年 1 月 28 日閲覧)
- LGBT 法連合会「LGBT 困難リスト」(http://lgbtetc.jp/pdf/list_20150830.pdf: 2019 年 1 月 28 日閲覧)

2019 年 2 月 20 日受理